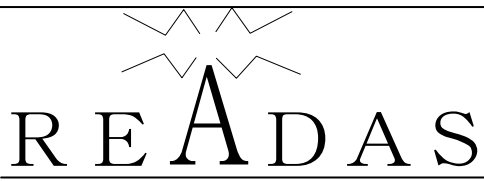


第 5920 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月22日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 譲渡のあった日

Q：不動産を譲渡しましたが、譲渡のあった日はいつとして申告したらいいのですか？

A：原則は資産の引渡しがあった日ですが、契約日とすることも認められます。

【解説】

所得税では、譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期は、原則として、譲渡所得の基因となる資産の引渡しがあった日としていますが、納税者の選択により、資産の譲渡に関する契約の効力発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認めています。

したがって、譲渡所得のあった日は、譲渡契約をした日でも、資産の引渡しをした日でも認められるということになります。

なお、この場合の資産の引渡しがあった日とは、資産の譲渡の当事者間で行われるその資産に係る支配の移転の事実（例えば、土地の譲渡の場合における所有権移転登記に必要な書類等の交付）に基づいて判定をしたその資産の引渡しがあった日としていますが、収入すべき時期は、原則として譲渡代金の決済をした日より後にはならないとしていますので、この点に注意してください。

また、農地法の許可を受けなければならない農地等については、その農地等の譲渡に関する契約が締結された日を譲渡所得のあった日として申告したときはこれが認められることとなっています。

